プロジェクト　収益認識に関する包括的な会計基準の開発
項目　第 358 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 358 回企業会計基準委員会（2017 年 4 月 10 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 抽出した課題への対応（個別財務諸表）

2. 収益認識は多数の契約が関係しており、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計処理を適用する場合、実務における負担が大きいと考えられるため、両者で同一の会計処理を適用するという事務局の提案に賛成である。ただし、対象となる企業の規模は様々であり、一定の企業については、強制適用時期を遅らせるなどの対応を検討する必要があるのではないか。

3. 連結財務諸表を作成している企業の子会社のうち、連結財務諸表の観点から重要性がない企業についても、新基準を一律に適用するかどうかについて検討する必要があると考えられる。そのような企業に新基準の適用を要求する場合には、強制適用時期を遅らせることにより、準備期間を十分にとることも考えられるのではないか。

4. ASBJ の会計基準に従う必要のない一部の連結子会社について、適用時期の延期も含めた例外的な取扱いを定めることは適切ではないと考えられ、連結財務諸表を作成する際の問題として検討することがよいのではないか。

5. 新基準が導入されることにより、税務調整等の実務負担が継続的に生じる可能性があり、企業における実行可能性を考慮する必要があると考えられる。個々の企業における実行可能性の判断材料として、新基準の導入により影響がある法人税法基本通達における取扱いについて、その影響の広がりの程度による分類を示す必要があるのではないか。

6. 法人税法との関係や実務における負担を検討することが重要であることは理解できるが、まず連結財務諸表と個別財務諸表において基本的に同一の会計処理を適用するという事務局の提案に沿って公開草案を公表し、広く意見を募ったうえで、法人税法との関係や小規模企業への対応を検討することがよいのではないか。

## 重要性に関する事項の検討

7. 契約金額からの金利相当分の区分処理において提案されている「顧客からの支払が企業の履行の程度と関連性のある金額である場合」という要件では、実務における判断が困難となるのではないか。

## 開示（注記事項）の検討

8. 開示については、IASB において有用性の検討が十分にはなされなかったと考えられ、また開示項目によっては有用と認められる業種が限定的であることも考えられることから、検討期間を十分に確保したうえで開示の有用性とコストを慎重に検討することがよいのではないか。

9. 現時点においては、IFRS 第 15 号の開示の有用性とコストの評価が適切なものとはならない可能性があり、新基準の強制適用時を目標に開示の定めを検討することがよいと考えられるが、早期適用時において、重要な会計方針等、最低限必要と考えられる開示を定めることは必要ではないか。

10. 早期適用時における重要な会計方針等の開示については、企業の大きな負担とならず、また強制適用時における開示の定めにより企業に手戻りの負担が生じないように検討することがよいのではないか。

11. 現時点において詳細な開示の定めの検討に時間をかけるよりは、まず公開草案を公表し、関係者が新基準の会計処理について理解することを優先することがよいのではないか。

12. 開示の定めについて別途対応することは理解できるが、公開草案において、開示の検討における主な論点を示すことがよいと考えられる。

## 契約コストに関する会計基準の範囲の検討

13. 新基準の開発にあたっては、IFRS 第 15 号に沿う場合にどう対応すべきかということを確認して検討することが重要であると考えられる。

## 金融商品に関する会計基準の範囲の検討

14．「金融商品の組成又は取得において受け取る手数料」の会計基準の範囲における記載については、他の適用範囲外の取引に対する記載との関係を踏まえて、検討する必要があるのではないか。

以　上